一括・臨時弁済申込(取消)書 (臨時弁済の場合)

[様式: 貸弁第 11 号]

平成 11年 12月 10日

担	当	名		0	0	(0	担	当				事業所	課	長	印	受	付	印	端末	処 理
対象	者コ-	ード	0	0	0	1	2	3	4	5	6	7	尹禾川	菅		平	白	Ę	馬	白	馬
氏		名	1	宣作	र्ग	太	郎					≘ p	処理欄	H1	1.12	2.10	H1	 1.12.	10	H11.	12.10
T	Ε	L	TEL	. (0 2	6)	0	00	- 🛆	ΔΔ	Δ										

私は下記の貸付について弁済(取消)を申込みます。

① 弁 済 申 込

貸付種別	②貸付コード	一 括	弁 済	<mark>③</mark> 臨時弁済(金額を記 <i>入</i>	()
	F 60000	全	額	3,000,000 円	
住 宅		全	額	PI	
		全	額	Н	
		全	額	PI	
		全	額	PI	
		全	額	円	

- (注) 一括弁済の場合は全額に〇、臨時弁済の場合は金額を記入してください。
- 2. 取 消 申 込

🕥			
(理由)4			

- - ① 一括弁済は貸付コード毎の残額全ての弁済、臨時弁済は貸付コード毎の残額の一部の弁済をいう。 なお、臨時弁済を行う場合の、金額については次のとおりとなります。
 - ・住宅等貸付——10万円以上で1万円単位 ・一般貸付——千円単位
 - ② 納期が登録月の末日となりますので、払込日数を勘案し余裕をもって申込みください。
 - ③ 貸付種別・貸付コードの記入については、厚生担当者へ確認を行った上で記入してください。
 - ④ 事業所での一括・臨時弁済の登録の取消は当月のみ可能となります。
- (注) 太線内は申込者が記入してください。

① 該当する申込みの番号を〇で囲む。

② 該当する貸付コードを、弁済台帳 より確認し記入する。

③ 臨時弁済する金額を記入する。

④ 取消の理由を具体的に記入する。

(平成12年4月)

〔保存期限: 7年〕

一括・臨時弁済申込(取消)書 (一括弁済の場合)

〔様式:貸弁第11号〕

平成 11年 12月 10日

担 当 名	0 0 0	旦 当 事業	課長	印	受 付 印	端末処理
対象者コード	0 0 0 1 2	$3 \mid 4 \mid 5 \mid 6 \mid 7 \mid$	菅	平	白 馬	白 馬
氏 名	貸付太郎	印 処理		2.10	H11.12.10	H11.12.10
T E L	TEL (026) 00					

私は下記の貸付について弁済(取消)を申込みます。

① 弁済申込

貸付種別	②貸付コード	一 括 :	弁 済	③臨時弁済(金額を記入)
	F 60000	全	額	円
住 宅		全	額	円
		全	額	円
		全	額	円
		全	額	円
		全	額	円

(注) 一括弁済の場合は全額に〇、臨時弁済の場合は金額を記入してください。

2.	取	消	申	込

(理由)4			

- ① 一括弁済は貸付コード毎の残額全ての弁済、臨時弁済は貸付コード毎の残額の一部の弁済をいう。 なお、臨時弁済を行う場合の、金額については次のとおりとなります。
 - ・住宅等貸付――10万円以上で1万円単位 ・一般貸付――千円単位
- ② 納期が登録月の末日となりますので、払込日数を勘案し余裕をもって申込みください。
- ③ 貸付種別・貸付コードの記入については、厚生担当者へ確認を行った上で記入してください。
- ④ 事業所での一括・臨時弁済の登録の取消は当月のみ可能となります。
- (注) 太線内は申込者が記入してください。

(平成12年4月)

〔保存期限:7年〕

① 該当する申込みの番号を〇で囲む。

② 該当する貸付コードを、弁済台帳 より確認し記入する。

③ 臨時弁済する金額を記入する。

④ 取消の理由を具体的に記入する。

一括 · 臨時弁済申込(取消)書

年 月 日 平成 〔様式:貸弁第11号〕

担	当	名									事業所	課	長	印	受	付	印	端末処理
対象	者コ・	ード	0	0	0						争未加							
氏		名							E	:D	処理欄							
T	E	L	TEL	_ ()		-										

私は下記の貸付について弁済(取消)を申込みます。

1. 弁 済 申 込

貸付種別	貸付コード	一括	弁 済	臨時弁済(金額を記入)
		全	額	円
		全	額	円
		全	額	円
		全	額	円
		全	額	円
		全	額	円

(注) 一括弁済の場合は全額に〇、臨時弁済の場合は金額を記入してください。

_	Ĭ∇	消	申	认
2	HV	汨	₩.	7/

(理由)			

··〔留 意 点〕······

- ① 一括弁済は貸付コード毎の残額全ての弁済、臨時弁済は貸付コード毎の残額の一部の弁済をいう。 なお、臨時弁済を行う場合の、金額については次のとおりとなります。
 - ・住宅等貸付――10万円以上で1万円単位 ・一般貸付―――千円単位
- ② 納期が登録月の末日となりますので、払込日数を勘案し余裕をもって申込みください。
- ③ 貸付種別・貸付コードの記入については、厚生担当者へ確認を行った上で記入してください。
- ④ 事業所での一括・臨時弁済の登録の取消は当月のみ可能となります。

(注) — 太線内は申込者が記入してください。

(平成12年4月)

〔保存期限:7年〕